

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

上記審査請求人代理人

[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成20年4月16日付けで提起した姫路市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の医療扶助（移送）支給申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求につき

- 1 平成13年に遡及して通院移送費の支給決定を求めた件について却下します。
- 2 処分庁の請求人に対する医療扶助（移送）支給申請却下処分を取り消します。

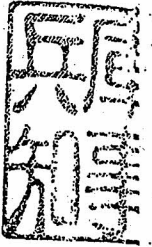
審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、平成20年2月15日及び同年2月27日付けで請求人に行った医療扶助（移送）支給申請却下処分の取消し及び平成13年まで遡及して移送費を支給するという裁決を求めるというものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は次のとおりです。



1 平成13年に遡及して通院移送費の支給決定を求めた理由

- (1) 請求人は、平成13年3月19日の保護開始より[]病院（以下「[]病院」という。）及び他の生活保護指定医療機関に入院・通院していたが、通院に要する交通費を保護費の中から捻出しなければならず、生活を圧迫する状況となった。
- (2) 請求人は、機会がある毎に処分庁のケースワーカー及び担当係長に対して、口頭で通院に要する交通費の支給を求めたが、その都度「交通費は支給できない。」「保護費の中から賄ってください。」と断られた。
- (3) 処分庁は、月毎に[]病院に請求人に係る医療券を発行、送付していることから、請求人が同病院に通院していることを認識していた。
- (4) 処分庁から請求人に対して通院移送費の制度についての説明・教示はなかった。
- (5) 請求人は、北海道滝川市の通院移送費不正受給事件の報道により初めて生活保護において通院移送費の制度が存在することを知った。
- (6) 処分庁は、制度の説明・教示責任を果たしていないため、保護開始の平成13年に遡及して通院移送費を支給する責務がある。

2 処分庁の請求人に対する医療扶助（移送）支給申請却下処分の取り消しを求める理由

- (1) 請求人は、北海道滝川市の通院移送費不正受給事件の報道により初めて生活保護において通院移送費の制度が存在することを知ったため、処分庁に対して文書で支給申請を行ったが、却下された。
- (2) 却下理由は、「[]病院以外の姫路市内の医療機関でも請求人の治療が可能であるため」であった。
- (3) 請求人は、以前、処分庁の指導に従い、[]病院から姫路市内の[]病院に転院したが診断に不満があり、[]病院に転院、その後、姫路市内の[]病院に転院したが、病状悪化により、再び[]病院に転院し、現在に

至っている。

- (4) 請求人は、数年に及ぶ治療の実績から複数の診療科で連携可能な[]病院での治療を強く望んでいる。
- (5) 通院に要する多額の交通費が発生していることを知りながら行った処分庁の却下処分は違法・不当なものであり、医療扶助（移送）支給申請却下処分の取り消しを求める。

第3 当庁の認定した事実及び判断

1 当庁の認定した事実は次のとおりです。

- (1) 保護決定通知書によると、処分庁は請求人の傷病を理由に平成13年3月19日付けで保護開始していること。
- (2) 処分庁の弁明書によると、請求人は平成13年3月12日に[]病院に入院、同年4月27日に退院し、以後、同病院と[]診療所（神戸市東灘区）及び[]病院・[]（以下「[]病院」という。）（大阪府吹田市）に継続通院しているということ。
- (3) 請求人は、処分庁に対して平成19年11月28日付けで生活保護法による保護申請書を提出し、通院移送費の支給を求めたこと。その申請書には「通院に共なう交通費に困まる。」と記載されていたこと。
- (4) 処分庁からの弁明書及び提出資料によると、処分庁と[]病院との間で次のとおり手続きがされたこと。

ア 処分庁は、[]病院への受診の必要性及び姫路市福祉事務所管内（姫路市内）の医療機関における受診可否の確認のため、同病院麻酔科に医療要否意見書を送付した。処分庁が平成19年12月13日に受理した医療要否意見書には、「請求人に医療が必要」という内容のみの記載となっていた為、同病院医事課へ医療要否意見書の再作成を依頼した。

イ 処分庁は、平成19年12月19日に請求人より、[]病院の受診科である麻酔科のほか、消化器科・泌尿器科・皮膚科・整形外科・眼科・糖尿病内分秘科の7科に受診している」ことを確認した。

ウ 処分庁は、平成20年1月9日に[]病院医事課に電話にて、各診療科の

主治医に受診の必要性について意見を求めている旨の説明を行い、同年1月5日に姫路市福祉事務所長名文書「医療扶助の移送費に伴う医療要否意見書の回答について」及び7診療科分の医療要否意見書を同病院医事課宛に送付した。

その後、同病院より処分庁に「請求人は8診療科を受診している。」との連絡があったため、同年2月6日に医療要否意見書1通を追加で送付した。



- (5) 処分庁は、平成20年2月12日に[]病院皮膚科、消化器科、眼科、泌尿器科、麻酔科、同年2月13日に同病院整形外科より医療要否意見書を受理したと。各診療科の医療要否意見書の記載内容は以下のとおりであること。

ア 整形外科から受理した医療要否意見書には、主治医の意見として「頸部痛、両上肢、下肢のしびれ、違和感のため、将来手術が必要になる可能性あり。長期にわたって外来フォローしており、当院での加療を強く希望されている。医師、患者間の信頼関係からは本院が好ましいかもしれない。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「[]病院など、姫路の病院の整形外科で治療を続けることは可能と思われます。」と記載されていた。

イ 麻酔科から受理した医療要否意見書には、主治医の意見として「①当院で内分泌内科、整外にも受診中で、特に整外との連携が必要である。②現在、薬物療法、神経ブロックで加療しているが、近医で神経ブロックの可能な施設がないとのこと。当院に限定せず、ペインクリニックの棟傷施設なら可能である。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「[]病院麻酔科でペインクリニック担当の先生の外来があり、姫路で治療を受けることが可能と思われます。（[]先生）」と記載されていた。

ウ 泌尿器科から受理した医療要否意見書には、主治医の意見として「男性更年期障害に対し、テストステロン補充療法を施行している。必ずしも加療が必要というわけでないが、男性ホルモンの低下を認めており、本人の自覚、希望にて治療を行っている。他の医療機関にはこのような専門外来がない。治療に関しては他の医療機関で受診が可能と考える。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「診断がつけば姫路の病院で治療は可能と思われる。[]病院泌尿器科が適当と思われます。」と記載されていた。

エ 眼科から受理した医療要否意見書には、主治医の意見として「両視力障害にて通院中（おそらく心因視力障害）。本人の訴え強く、視力の変動も強く、当院での診察を強く希望している。特に当院眼科での治療は行っていない。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「現在[]病院眼科では治療していないとの事なので、姫路で定期的に眼科受診すればよいと思われます。」と記載されていた。

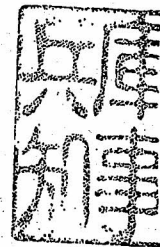


オ 消化器科から受理した医療可否意見書には、主治医の意見として「[]病院他科にてフォローされている。腹部不快感で受診。内視鏡エコー検査で慢性胃炎診断。近医でフォロー可能であると考える。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「姫路の病院で治療は可能です。」と記載されていた。

カ 皮膚科から受理した医療可否意見書には、主治医の意見として「上記痒疹にて、1/1～2ヶ月位の頻度で、通院加療している。症状は一進一退で半年間の加療が必要であるが、[]病院である必要性は特に認めない。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「[]病院で治療しなければならないということではないとの事なので、姫路で治療すればよいと思われます。」と記載されていた。

- (6) 処分庁は、請求人が行った生活保護法による保護申請に対して、[]病院の6診療科（整形外科、麻酔科、泌尿器科、消化器科、眼科、皮膚科）について平成20年2月15日付けで医療扶助（移送）支給申請却下処分を行ったこと。当該却下通知書には、却下理由として「受診する[]病院の上記6診療科での診療内容については、姫路市内の医療機関でも対応可能であるため。」と記載されていたこと。
- (7) 処分庁は、請求人が行った生活保護法による保護申請に対して、[]病院糖尿病内分泌内科からの医療可否意見書を元に嘱託医審査を踏まえ、平成20年2月18日に「同病院での定期的な受診が必要である。」との判断から通院移送費の給付を認定したこと。
- (8) 処分庁は、平成20年2月22日に[]病院耳鼻咽喉・頭頸部外科の医療可否意見書を審査したこと。医療可否意見書には、主治医の意見として「①副甲状腺癌、②原発性副甲状腺機能亢進癌により当科で経過観察していた。③嗅覚障害、④両感音性難聴については、現在加療および経過観察中。」と記載があり、処分庁嘱託医の意見として「副甲状腺以外の疾患については、市内の病院で受診して下さい。」と記載されていたこと。
- (9) 処分庁は、請求人が行った生活保護法による保護申請に対して、[]病院耳鼻咽喉・頭頸部外科について平成20年2月27日付けで医療扶助（移送）支給申請却下処分を行ったこと。当該却下通知書には、却下理由として「受診する[]病院耳鼻咽喉・頭頸部外科での診療内容については、姫路市内の医療機関でも対応可能であるため。」と記載されていたこと。
- (10) 処分庁は、平成20年2月19日に[]診療所から医療可否意見書を受理し、請

求人が行った生活保護法による保護申請に対して、同年２月２２日の嘱託医審査を踏まえ、「同診療所以外での治療は極めて困難である。」との判断から通院移送費の給付を認定したこと。



- (11) 処分庁は、平成２０年２月２６日に■■■■病院から医療要否意見書を受理し、請求人が行った生活保護法による保護申請に対して、同年２月２８日の嘱託医審査、同年２月２９日の再度の主治医への確認を踏まえ、「同病院の口腔補綴科以外での治療は極めて困難である。」との判断から通院移送費の給付を認定したこと。

２ 当庁の判断は、次のとおりです

(1) 審査請求の対象となる処分について

審査請求書においては「平成２０年２月１５日付及び同年２月２８日付の審査請求申立人に対する医療扶助（移送）請求の支給申請却下の決定処分」とされているが、処分庁の弁明書において、「２月２８日は２月２７日の誤りである」とされたことに対し、反論書及び口頭意見陳述において、特に言及がなされなかったことから、本件審査請求の対象となる処分は「平成２０年２月１５日及び同年２月２７日付けで請求人に行った医療扶助（移送）支給申請却下処分」であると判断します。

(2) 平成１３年に遡及して通院移送費の支給決定を求めた件

ア 第３－１－（３）当庁の認定した事実及び判断により、請求人は生活保護法による保護申請書に「通院に共なう交通費に困まる。」と記載のうえ、処分庁に提出しています。

イ 記載内容からは「平成１３年まで遡って移送費の支給を求めている。」と判断できず、また、通院移送費の給付決定は申請日以降のものについて行うことから、処分庁が行った「医療扶助（移送）支給申請却下処分」は申請日以前の過去の通院移送費についての却下処分ではありません。

ウ なお、請求人は、平成１３年３月１９日の保護開始から何度も処分庁に口頭で通院移送費を申請したと主張していますが、処分庁は否定しています。当庁は、この事実関係を調査しましたが、請求人の主張を明らかにする処分庁職員の証言、記録等明白な証拠を発見することはできませんでした。

エ 第２－１－（３）～（６）審査請求の理由により、請求人は「処分庁は請求人に対して請求人からの要請がない場合でも積極的に通院移送費の制度の説明を行

うべきであった。」と主張しています。しかしながら生活保護法第7条では「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と規定されています。「急迫した状況にあるとき」とは、生存が危うくされとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合と解されるので、本案において請求人が通院に要する交通費が生活を圧迫していたのは事実としても、急迫した状況と判断することはできず、通院移送費の給付を受けるためには事前の申請が必要となります。そのため、保護開始に遡及しての通院移送費を支給決定することを求めた請求人の審査請求は、不服申立要件を欠き不適法となります。

(3) 処分庁の請求人に対する医療扶助(移送)支給申請却下処分の取り消しを求めた件

ア 生活保護法第15条では、医療扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、移送費を給付することができる旨、規定しています。

第3-1-(7)、(10)、(11)当庁の認定した事実及び判断により、処分庁は、請求人に対して姫路市外の指定医療機関である■■■■診療所及び■■■■病院、■■■■病院糖尿病内分泌内科の3か所への通院移送費を支給しています。このことから、処分庁が請求人に対して一律的、恣意的に通院移送費の支給を却下しているわけではなく、生活保護法第15条に則り適正に通院移送費の給付の可否を検討していると考えます。

イ 生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）第3-1-(3)-オにおいて次のとおり規定されています。

「福祉事務所又は町村において各給付可否意見書を発行する際は、次の標準により医療機関を選定して、当該医療機関において各給付可否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。なお、この医療機関の選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。」

(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関であること。

((イ) ~ (オ) 省略)

ウ 生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知）において「なお、この医療機関の選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること」の解釈として、「指定医療機関の選定にあたっては、医療扶助運営要領第3-1-(3)-オ(ア) ~ (オ)に定める選定の基準により行うものであるが、この選定の基準をみたま範囲内で、参考として要保護者の希望を聞くこととしている。すなわち、その指定

医療機関の選定は、あくまでも保護の実施機関の権限であることを明らかにするとともに、保護の実施に支障のない限り、患者の医師に対する信頼、その他心理的作用の及ぼす諸効果をあわせ考慮すべきこととしたものであり、したがって、このなお書の運用にあたっては、保護の実施に支障の生じることのないよう慎重な取扱いが必要である。」とされています。



エ 同じく生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知）において「患者が県外の指定医療機関に入院を希望した場合その医療機関でなければ疾病の治療を行い難いと認められる等の特別な事由がある場合以外は、これを認めないこととしてよいか。」の解釈として、「指定医療機関の選定にあたっては、医療扶助運営要領第3-1-（3）-オに定める標準により行うものであり、この場合当該要保護者の希望を参考とし、福祉事務所長がその委託先を決定するものであるが、患者の希望する指定医療機関が遠隔地にあるため、交通費を必要とし、または必要な調査および指導を行ううえに支障をきたし、しかもその医療機関以外の近隣の指定医療機関でも十分医療の目的を果たせるような場合には、患者の希望のみによって医療機関を選定することは適当ではない。（以下略）」とされています。

なお、「県外入院の取扱い」となっていますが、交通費を想定していることから通院の場合も適用されるものと解されます。また、遠隔地は県外に限られるものではなく、県内の指定医療機関にも適用するものと解されます。

この「遠隔地」については距離等の明確な基準は示されていません。地域により交通事情が異なりますので、各福祉事務所長の判断によるべきであると考えられます。

オ 第3-2-（2）-イ～エ当庁の認定した事実及び判断により、処分庁が行った
[redacted] 病院各診療科の医療要否意見書に基づく請求人に係る近隣の指定医療機関への転院の可否に関する調査は保護の適正な実施のため必要かつ妥当なものです。

カ 請求人が通院移送費の支給申請を行った時点の生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）第3-9によれば、「移送の給付につき、申請があった場合には、給付要否意見書（移送）に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行すること。ただし、医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合で、かつ、移送に要する交通費等が確実に認定できる場合は、給付要否意見書（移送）の提出を求める必要はないこと。（以下略）」とあります。

キ 処分庁が受理した [redacted] 病院各診療科の意見書が給付要否意見書（移送）では

なく、医療要否意見書であり、通院移送に関しての記載がないことから、請求人は異議を唱えています。処分庁は、医療要否意見書の[]病院で行っている診療内容は、姫路市内の医療機関でも対応可能である」という理由に基づき、「請求人の同病院への通院はあくまで患者である請求人の希望であり、保護の適正な実施のために[]での受診は認められない」と判断し、処分庁の指定医療機関の選定権限により却下処分を行ったと考えられます。

ク []病院整形外科、麻酔科、泌尿器科において、処分庁嘱託医意見として、「[]病院への転院が可能及び適当であると思われる。」としているが、処分庁は、[]病院に対して、請求人の転院、治療が可能か確認していません。

ケ []病院整形外科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科において、主治医意見で「[]病院以外でも治療が可能」「転院が可能」との記載がないにも関わらず、同病院に詳細な内容確認を行わず却下処分を行っています。

コ []病院消化器科、皮膚科において、処分庁嘱託医意見として、「姫路の病院で治療は可能である。」としているが、処分庁は、請求人の治療が可能な指定医療機関が姫路市内に存在するのか、実際に受け入れ可能なのかを確認していません。

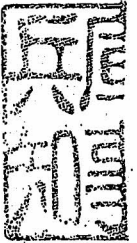
サ 第3-2-(2) -ウ当庁の認定した事実及び判断によれば、指定医療機関の選定権限は処分庁にあります。が、「保護の実施に支障のない限り、患者の医師に対する信頼、その他心理的作用の及ぼす諸効果をあわせ考慮すべきこと」とあることから、本件においては、「請求人が病状の悪化等を経験したことから抱いている近隣の指定医療機関への強い不信感」、「複数の診療科が連携し治療にあたることの可能な[]病院への信頼感」等に配慮する必要があったと考えます。

シ 第2-1-(3) 審査請求の理由によれば、処分庁は、請求人が[]病院に通院していることを認識していたのであるから、本件においては、請求人からの通院移送費の支給申請にかかわらず、指定医療機関の選定権限に則り、近隣の指定医療機関への転院指導を「受け入れ及び治療可能な近隣の指定医療機関の存在」を示して行うべきであったと考えます。

ス 処分庁が受け入れ及び治療が可能な指定医療機関を確認するためには、処分庁として処分庁嘱託医が転院先と考えた指定医療機関に直接、連絡し、確認する方法が考えられますが、本件においては、[]病院その他の医療機関において複数の診療科で受診していること、病状が重篤であることから、処分庁嘱託医が転院先と考えた医療機関に転院することが技術的に困難であることも推察されます。

その場合においてはセカンドオピニオンの活用をはかるなどして転院の可否を具

体的に検討、調査する必要があったと考えます。



セ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）局第11-4-(1)では検診を命ずべき場合として次のとおり規定されています。

（ア～オ 省略）

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。

（キ、ク 省略）

ソ 処分庁が[redacted]病院を転院の最有力候補先と考えていたのであれば、請求人に対して[redacted]病院での検診指導を検討、実施するべきであったと考えます。

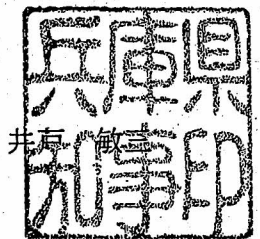
検診指導の結果、[redacted]病院への受け入れ及び治療が可能との結果に至った場合、このことをもって請求人に転院指導を行うべきでした。

タ 以上のことから、処分庁の本件に係る[redacted]病院等への調査自体は有効なものと判断できますが、調査結果の内容確認、転院先の状況確認、請求人への懇切丁寧な説明、指導等において却下処分に至るまでの諸手続には瑕疵が存在すると判断せざるを得ません。

したがって、本件審査請求を、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第40条第1項及び第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成20年10月28日

兵庫県知事





この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。